

農業経営高度化促進事業（農地賃貸借料一括前払費）補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、東日本大震災により津波被害等が著しい地域において、農地の利用集積を飛躍的に促進することで被災した農業経営体を競争力のある大規模経営体として育成し、円滑な農業経営再開に資するため、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予第635号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱（農林水産省）」という。）に基づき市町が行う農業経営高度化促進事業に要する経費について、当該市町に対し、予算の範囲内において農業経営高度化促進事業（農地賃貸借料一括前払費）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象事業）

- 第2 補助金の交付対象となる事業は、交付要綱（農林水産省）の別添1－3農地整備事業に係る別紙の第6の11に定める農地賃貸借料一括前払費（以下「一括前払費」という。）を助成の対象にする農業経営高度化促進事業とし、その補助率は、別表1のとおりとする。
- 2 前項の一括前払費の助成対象となる農業経営体（以下「農業経営体」という。）は、交付要綱（農林水産省）の別添1－2農地整備事業に係る取扱（以下「取扱」という。）の第5の1の(2)の促進計画上、取扱の第1の3の担い手として位置づけられていなければならないものとする。
 - 3 第1項の一括前払費は、農地法（昭和27年法律第229号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき農業経営体が締結した6年間以上の契約期間の賃貸借契約による農地の借地料として支払われていなければならないものとする。
 - 4 前項の農地は、交付要綱（農林水産省）の別添1農山漁村地域復興基盤総合整備事業の第2の(2)に定める農地整備事業により整備されていなければならないものとする。

（補助金の交付）

第3 交付額は、農業経営体が第2第3項の賃貸借契約により支払った地目ごとの賃借料とし、別表2のとおり農業経営体の経営規模及び当該契約の契約期間に応じて算出するものとする。ただし、10a当たりの交付額は、年当たり、水田においては1万2千円、畑においては6千円を上限額とする。

（交付申請）

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は別に知事が定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 賃貸借契約書及び賃貸借料算定書〔交付台帳〕の写し

(支払請求)

第5 農業経営高度化促進事業（農地賃貸借料一括前払費）実施要綱第6（4）に定める支払請求に必要な添付書類は次のとおりとする。

- (1) 賃貸借料算定書〔交付台帳〕の写し
- (2) 支払を証明する書類の写し

(変更の承認)

第6 市町は、次に掲げる補助事業の内容の変更を行う場合においては、様式第2号により知事の承認を受けなければならないものとする。

- (1) 事業費の増額又は減額
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合

(実績報告書)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第3号によるものとし、同項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支精算書
- (3) 賃貸借料支払証明書等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8 補助金は規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

2 前項の規定による補助金の概算払を受けようとする者は、様式第4号による概算払請求書により知事に請求しなければならない。

(書類の経由等)

第9 この要綱により知事に提出する書類は、申請者の所在地を所管区域とする地方振興事務所を経由するものとし、その提出部数は次のとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書 2部
- (2) 実績報告書 2部
- (3) 概算払請求書 1部

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度においても、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月4日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度においても、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度においても、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度においても、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用する。

別表 1

事業の内容	施行者	補助率	内 訳		適 用
			国	県	
農地賃貸借料一括前払費を助成の対象とする農業経営高度化促進事業	市町	87.5%	75%	12.5%	

別表 2

農業経営体の経営規模区分	農業経営体が締結している賃貸借契約の期間	交 付 額
50ha以上	10年以上	10年分以内の賃借料。ただし、賃借料が田及び畑の各々において10a当たりの年交付額の上限を超える場合は、当該借地面積に田及び畑の各々の10a当たり上限額を乗じた10年分の借地料。
20ha以上	6年以上	6年分以内の賃借料。ただし、賃借料が田及び畑の各々において10a当たりの年交付額の上限を超える場合は、当該借地面積に田及び畑の各々の10a当たり上限額を乗じた6年分の借地料。
4ha以上20ha未満	6年以上	3年分以内の賃借料。ただし、賃借料が田及び畑の各々において10a当たりの年交付額の上限を超える場合は、当該借地面積に田及び畑の各々の10a当たり上限額を乗じた3年分の借地料。

(平成26年度契約分については、別途協議する。)

様式第1号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（ 地区）

年度農業経営高度化促進事業（農地賃貸借料一括前払費）補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、農業経営高度化促進事業（農地賃貸借料一括前払費）補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類
別紙のとおり

別紙

- 1 事業計画書（事業の目的及び内容） ----- 様式A

- 2 収支予算書 ----- 様式B

- 3 賃貸借契約書と賃貸借料算定書〔交付台帳〕の写し

様式A（農業経営高度化促進事業（農地賃貸借料一括前払費））

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

対 象 事業名	地 区 名	農業経営高度化 促進費交付済額	農業経営高度化 促進事業費 (一括前払費) A
		円	円
計	—		

農業経営高度化促進 事業費（一括前払費） $A = a + b + c$	国 費 $a = A \times d$	県 費 $b = A \times e$	市 町 費 (国・県補助残) c	備 考
円	円	円	円	d : 国補助率 e : 県補助率
計				

様式B

収支予算書

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差引増減額	備 考
国復興交付金 県 費 市 町 費	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差引増減額	備 考
一括前払費交付 (○○地区) (経営体名) (経営体名) (□□地区) (経営体名) (経営体名)	円	円	円	
計				

※ 支出の部の区分は経営体ごとに記載する。

様式第2号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（ 地区）

年度農業経営高度化促進事業（農地賃貸借料一括前払費）変更交付申請書

年 月 日付け宮城県（〇〇）指令第 号で交付通知のありました農業経営高度化促進事業（農地賃貸借料一括前払費）について、事業の内容等を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（別紙のとおり）

様式第3号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名 (地区)

年度農業経営高度化促進事業（農地賃貸借料一括前払費）実績報告書

年 月 日付け宮城県（〇〇）指令第 号で交付決定通知のありました農業経営高度化促進事業（農地賃貸借料一括前払費）補助金について、下記のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。
なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

添付書類
別紙のとおり

振込先

- 1 口座 : 〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇
- 2 口座名義人 : 〇〇〇〇〇〇〇〇

別紙

1 事業実績報告書（事業の目的及び内容） ----- 様式A

2 収支精算書 ----- 様式B

3 貸借借料支払証明書等（各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等）の写し

様式A（農業経営高度化促進事業（農地賃貸借料一括前払費））

事業実績報告書

1 事業の目的

2 事業の内容（実績）

対 象 事業名	地 区 名	農業経営高度化 促進費交付済額	農業経営高度化 促進事業費 (一括前払費) A
		円	円
計	—		

農業経営高度化促進 事業費（一括前払費） $A = a + b + c$	国 費 $a = A \times d$	県 費 $b = A \times e$	市 町 費 (国・県補助残) c	備 考
円	円	円	円	d : 国補助率 e : 県補助率
計				

(注) 実績を下段に、計画を（ ）書きで上段に記載する。

様式B

収支精算書

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
国復興交付金 県 費 市 町 費	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
一括前払費交付 (○○地区) (経営体名) (経営体名) (□□地区) (経営体名) (経営体名)	円	円	円	
計				

※ 支出の部の区分は経営体ごとに記載する。

様式第4号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名 (地区)

年度農業経営高度化促進事業補助金概算払請求書

年 月 日付け宮城県(〇〇)指令第 号で交付決定通知のありました農業
経営高度化促進事業補助金について、補助金等交付規則第15条に基づき金
円を概算払として交付していただきたいので請求します。

記

区 分	事 業 費	補 助 金	既受領額		今回請求額		残 額	支 払 銀 行 口 座
			金 額	出来高	金 額	出来高		

記

概算払請求理由：

(注) 出来高パーセントは金額に対するものとして、予定出来高の月日は、請求年月日の各第
四半期の末日とする。

添付書類

別紙のとおり

別紙

- 1 賃貸借料算定書 [交付台帳] の写し
- 2 支払いを証明する書類の写し